

第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年3月18日（木）18時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 3月17日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	29,547,753	536,914
ブ ラ ジ ル	11,603,535	282,127
イ ン ド	11,438,734	159,044
ロ シ ア	4,360,033	91,395
英 国	4,282,203	125,927
フ ラ ン ス	4,168,411	91,324
イ タ リ ア	3,258,770	103,001
ス ペ イ ン	3,200,024	72,565
ト ル コ	2,911,642	29,623
ド イ ツ	2,603,064	73,952
そ の 他	43,322,188	1,104,577
合 計	120,696,357	2,670,449

※192の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表3月16日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	115,884	1,605
大 阪	48,459	1,158
神 奈 川	46,538	749
埼 玉	31,072	676
千 葉	28,111	520
愛 知	26,463	560
北 海 道	20,013	715
福 岡	18,523	316
兵 庫	18,507	566
京 都	9,202	164
そ の 他	84,637	1,647
合 計	447,409	8,676

※チャーター便帰国者15名、空港検疫2,289名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(3月17日19時30分時点) 新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	116,293 人
入院	1,270 人
軽症・中等症	1,229 人
重症	41 人
宿泊療養	501 人
自宅療養	550 人
入院・療養等調整中	476 人
死亡	1,612 人
退院等 (療養期間経過を含む)	111,884 人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 116,290名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理 (ECMOを含む) が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 1月 5日 第20回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月 7日 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月 8日 第21回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月13日 第52回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 1月15日 第22回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 1月22日 第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第23回新型コロナウイルス感染症対策分科会
第54回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月 9日 第24回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月12日 第55回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 2月25日 第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 2月26日 第56回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月 5日 第57回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 3月18日 第58回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(1月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月10日)
- ・ 1都3県知事による総理大臣との面会(1月12日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月15日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月15日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同宣言、共同メッセージ発出及び共同取組実施(1月29日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(1月29日)
- ・ 1都3県共同声明を発表(2月2日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(2月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(2月5日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(2月23日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出及び共同取組実施(3月5日)
- ・ 1都3県知事による国への共同要請(3月8日)

【総務局】

- ・ 緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置(1月8日～)
- ・ 繁華街等における呼びかけ活動の実施(1月8日～)
- ・ 営業時間短縮要請への協力状況の確認(1月18日～)
- ・ 新型コロナウイルスと人権に関する啓発映像を作成(2月24日)

【主税局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した事業者への固定資産税等の軽減措置について、ディスプレイ(バナー)広告、新聞広告(日刊主要6紙)等を活用した周知徹底
- ・ 国が所得税等の申告納付期限(延長前:令和3年3月15日)を令和3年4月15日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の申告期限(延長前:令和3年3月15日)についても令和3年4月15日まで延長
- ・ 感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置

【戦略政策情報推進本部】

- ・民間事業者と連携したスーパーなどの混雑情報配信サービス提供開始（1月8日）

【生活文化局】

- ・広報東京都1月号2面・6面で、「ウィズコロナ東京かるた」、感染症対応支援について掲載
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言等を踏まえた対応
 - 都立文化施設で開催する文化事業の一部休止を延長
 - 都民情報ルームへの来室を伴う全ての都民向け業務を休止
 - 東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センターの施設利用業務を一部休止
 - 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を呼びかけ
 - 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に感染症対策の徹底について協力を要請
- ・新聞主要6紙に、不要不急の外出自粛やテレワークの強化、飲食事業者に対する営業時間短縮への協力を呼びかける広告を掲載（1月16日～19日 延べ6回）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに都の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・若者向けの情報発信として、知事のメッセージ動画などをSNSで毎日発信（1月18日～）
- ・広報東京都2月号1～4面で、外出自粛及びテレワーク等の強化、感染症対応支援について掲載
- ・緊急事態宣言等の延長に伴い、1月7日の同宣言等発出時の対応を延長
- ・広報東京都3月号で、感染症に対応した支援について掲載
- ・年度末に向けて、感染症拡大への警戒を広く都民に呼び掛けるため、広報東京都特別号を発行（3月14日）

【オリンピック・パラリンピック準備局】

- ・都立スポーツ施設等の一部利用中止等の期間延長

【都市整備局】

- ・地域のエリアマネジメント団体等が主催している、大規模な施設でのイルミネーションイベントにおける点灯停止等のお願い
- ・鉄道の終電時刻の繰り上げ等について、1都3県で国及び鉄道事業者に対し共同要請
- ・「春のスムーズビズ実践期間」（3/1～5/9）を冬の期間（12/1～2/28）に引き続き設定し、テレワークやテレハーフ、時差出勤などの取組継続を企業等に呼びかけ

【環境局】

- ・環境局所管施設の臨時休館・臨時休園の継続

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大。また、随時募集において新たな団地を追加（合計355戸）
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、拡充した都営住宅の毎月募集（4～6月）及び随時募集を継続して実施（合計285戸）

【産業労働局】

- ・宿泊施設テレワーク利用促進事業の拡充等について公表（1月7日）
- ・「テレワーク緊急強化月間」の設定等について公表（1月7日）
- ・サテライトオフィスとして提供できる多摩地域の宿泊施設の募集について公表（1月7日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」の募集を開始（1月18日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供について公表（1月18日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の対象拡大について公表（1月20日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（1月22日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（12/18～1/7実施分）」の申請受付を開始（1月26日）
- ・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）の補助対象の拡充について公表（1月29日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（2/8～3/7実施分）」について公表（2月5日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」における都の取組について公表（2月5日）
- ・多摩地域の宿泊施設を活用したサテライトオフィスの提供の拡充について公表（2月12日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る経済支援策の申請受付期間等の延長について公表（2月18日）
- ・「東京都家賃等支援給付金」の申請期限の延長について公表（2月18日）
- ・「新型コロナウイルス感染症対応融資」の借換について公表（2月18日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（2月19日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(1/8～2/7実施分)」の申請受付を開始（2月22日）
- ・テレワーク導入率の調査結果を公表（3月5日）
- ・「1都3県テレワーク集中実施期間」の延長について公表（3月5日）
- ・飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援について公表（3月8日）
- ・新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定について公表（3月15日）
- ・サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地域の宿泊施設の募集を開始（3月15日）
- ・「TOKYOテレワークアワード」大賞企業の決定について公表（3月15日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長

【建設局】

- ・建設局所管施設の臨時休園・臨時休館の継続及び一部施設の使用中止
- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）

【港湾局】

- ・港湾局所管施設の臨時休園・臨時休館の延長及び一部施設等の利用中止
- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を緩和（期限：R3.3末→R3.9末まで延長）（3月17日）

【交通局】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「都電おもいで広場」の臨時休場の延長
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や1都3県知事及び国土交通省からの要請等を踏まえ、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電繰り上げを公表（1月13日）
- ・1月7日に発出された緊急事態宣言や各鉄道事業者による終電繰り上げ等を踏まえ、都バスの深夜バス最終便の一部繰り上げを公表（1月14日）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、都営交通の全車両に抗ウイルスコーティング（第三者機関による試験で99.9%以上減少を確認）を開始し、2月15日から順次運行開始

【水道局】

- ・水道局所管施設の臨時休館及びイベントの中止の延長

【下水道局】

- ・下水道局所管施設の臨時休館の延長

【教育庁】

- ・緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (1月7日)
- ・都立図書館の来館サービスの休止期間の延長及び非来館サービスの提供等
- ・緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (2月2日)
- ・緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (3月5日)

段階的緩和期間における東京都の対応（案）

令和3年3月18日

1. 段階的緩和期間における東京都の対応（案）

1. 区域

都内全域

2. 期間

当面、令和3年3月22日（月曜日）0時から3月31日（水曜日）24時まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)

（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、これまで実施してきた法第45条第2項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第3項に基づく営業時間短縮の命令の期間は、終了する。

4. 4月1日以降の対応

感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。

2. 段階的緩和期間における施設の使用制限・イベントの開催制限等の概要（案）

<① 施設の使用制限>（下線については、特措法に基づく要請）

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>営業時間短縮を要請</u> （営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで） ・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u> ・ 令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

（※）4月1日以降については、別途決定する。

<その他の施設への対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21時までの営業時間短縮、酒類提供は11時から20時までを協力依頼 ・ 業種別ガイドラインの遵守を協力依頼 ・ 令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の協力依頼 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう ・ 令和3年3月22日（月）0時～3月31日（水）24時（※）

（※）4月1日以降については、別途決定する。

<② イベントの開催制限>（下線については、特措法に基づく要請）

内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>イベントの開催制限（「収容率」「人数上限」のいずれか小さいほうとする）の要請</u> 【収容率】 大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 【人数上限】 5,000人又は収容定員50%以内（≦10,000人）のいずれか大きいほう （あわせて、21時までの営業時間短縮、業種別ガイドラインの遵守を協力依頼） ・ 令和3年3月22日（月）0時～国の事務連絡により示された期日。以降、国の事務連絡に基づき、段階的に緩和
----	--

PCR検査等の拡充①

- 検査体制を増強し、**最大約6.8万件/日**の検査実施が可能
- 重症化リスクの高い**高齢者や障害者の入所施設**等における利用者や職員の検査等を支援
- **区市町村が実施する検査**等を支援

**区市町村と連携し、戦略的に検査を実施することで、
感染拡大の予兆を確実に捉える**

PCR検査等の拡充②（具体的取組）

高齢者施設等での検査

対象

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
介護医療院等
約760か所、約5万人

対象拡大

介護療養型医療施設、有料老人ホーム、
認知症高齢者グループホーム等
約1,500か所、約5万人

+



さらに対象拡大

+通所サービス

(約4,400か所
約7万人) 等

PCR検査等の拡充③（具体的取組）

医療機関等での定期的な検査

- 葛飾区内にある複数の医療機関の職員等（合計約1.2千人）を対象に先行実施

区市町村による集中的検査

- 江戸川区において、特定エリアの飲食店約800か所を対象に実施（都が委託した民間検査機関で実施）

今後の展開

**感染状況を踏まえ、
エリアを定め
戦略的に展開**

**先行事例を紹介し、
他自治体にも展開**

変異株PCR検査の拡充

変異株の早期探知のために検査規模を拡充

- ▶ 民間検査機関での検査をできる限り拡大
 - ・ PCR検査全体の約93%を占める民間検査機関と調整
- ▶ 東京都健康安全研究センターでの検査増
 - ・ 保健所から健安研へ持ち込む検体数を増加

変異株検査実施割合

新規陽性者の

約10%

(2/22~2/28)



約25%

(4月上旬目途)



40%を目指し
早期に拡大

医療提供体制等の強化

今後、第3波を上回る事態に備え、体制を強化

確保病床数



宿泊療養施設

現在の6,010室の規模を引き続き確保

コロナ対策リーダー事業①

- 店内の感染防止対策を徹底
- お客様にも感染防止マナーを促す

〔飲食店等での感染防止マナー〕

- ✓ 来店時の**手指消毒**
- ✓ お食事中以外の**マスク着用**
- ✓ **小声**での会話
- ✓ **回し飲み**や箸の**共用禁止**、小皿への**取り分け**

コロナ対策リーダー事業②

○ 登録は、令和3年3月22日（月）正午から特設サイトで

1 **リーダー登録**

2 **研修実施**

3 **修了シール発行**



○ 登録等に関する相談窓口

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

電話 03-5388-0567

対応時間帯 9:00～19:00（土日祝日を含む毎日）

協力金の支給

対象期間における営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対し、協力金を支給

- **対象期間** 令和3年3月8日(月)~31日(水)【24日間】
- **支給額** 一店舗あたり 124万円

※ 協力金の申請に当たっては、**コロナ対策リーダーの選任・登録**が必要となります。(申請受付開始は4月下旬予定)

中小企業の取組に対する助成①

○ガイドラインに基づく取組への助成を拡充

✓ 会員に**飲食店を含む団体**による消耗品購入

※ CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液が対象

✓ 助成限度額 飲食店1店舗あたり10万円

✓ 助成率 4/5以内

✓ 申請期間 3月22日（月）から4月30日（金）まで

中小企業の取組に対する助成②

テラス営業に対する助成金 追加募集

- 助成限度額 10万円（助成率3分の2）
- 助成内容 テラス営業に必要なテーブルやイス等
- 取組期間 2月27日（土）から9月30日（木）まで
- 申請期間 4月 5日（月）から8月31日（火）まで

都立施設等の対応

- 上野動物園などの都立施設は休館等を継続
(運動施設を除く)
- 都立公園の利用制限はお花見期間中は継続
 - ・ 通行規制、特定エリアの立入制限
 - ・ 宴会、飲食等の禁止 など
- 運動施設は22日より順次再開
 - ・ 感染防止対策の徹底
 - ・ 運動前後の会食は徹底して控えるよう呼び掛け

感染対策を緩めない！

運動施設での感染対策にご協力をお願いします



マスク・手洗い・消毒



ソーシャル・ディスタンス



更衣室は、NO! 3密



体調が悪いとき、無理をしない

運動前後の会食は、絶対に避けてください

新型コロナウイルス感染症 都民向け感染予防ハンドブック
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/ryyo/kansen/kansenyobouhandbook.html>

東京都

呼び掛け用のポスター

1都3県における取組

段階的緩和期間

3月22日～3月31日

4月1日～

県民・都民向け

事業者向け

飲食店等

遊興施設等

イベント開催

- 不要不急の外出自粛の要請
- 営業時間の短縮要請
【時間】21時まで(酒類の提供は11時から20時まで)
【区域】県内・都内全域
【協力金】4万円/日(一律)
- ガイドライン遵守の要請
- 時短等の働きかけ(21時まで)
- ガイドライン遵守の要請
- 開催制限の要請 ※国の事務連絡により示された期日まで。以降、段階的に緩和
【収容率】大声無:100%以内/大声有:50%以内
【上限人数】5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きいほう
※収容率、上限人数のいずれか小さいほう
- 時短等の働きかけ(21時まで)、ガイドライン遵守の要請

感染状況や
医療提供体制等を
踏まえ、別途調整

「第 52 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 3 月 18 日(木) 18 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 52 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。

現在の状況、これまでの各局の取組について私の方から報告をいたします。

次、まず世界各地の感染の状況です。世界の合計で約 1 億 2,000 万の方が感染をされ、約 267 万人の方が亡くなられています。最も多いアメリカで約 3,000 万の方が感染され、約 54 万人の方が亡くなっているという状況です。

次、国内の発生状況になります。16 日の 24 時時点の集計です。国内合計で約 44 万 7,000 名の方が感染され、8,676 名の方が亡くなっています。

次、都の発生状況になります。これまで陽性者については累計で 11 万 6,293 名の方が感染をされています。そのうち退院等をされた方が 11 万 1,884 名いらっしゃいます。入院に関しては 1,270 人、亡くなられた方は 1,612 人という状況です。

次、続きまして直近の国の動き等になります。一番下のところになります。3 月 18 日、本日ですが、第 58 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が実施をされ、基本的対処方針が改定をされました。

直近の都の動きがその右側になります。前回、3 月 5 日に第 51 回対策本部会議を開催いたしました。最近の都の直近の対応については特段ありません。

次、感染症への各局の対応になります。政策企画局の欄、一番下です。3 月 5 日に 1 都 3 県でテレビ会議を実施、共同メッセージの発出、共同取組を実施しております。8 日に、国への共同要請を実施いたしました。

次、生活文化局の一番下のところですが、3 月 14 日、年度末に向けまして、感染症拡大への警戒を広く都民に呼びかけるため、広報東京都特別号を発行しております。

次、住宅政策本部の欄です。都営住宅の毎月募集(4 月～6 月)及び随時募集を継続して実施をしております。

産業労働局の欄、一番下のところですが、3 月 5 日以降ですが、テレワーク導入率の調査結果、そして「1 都 3 県テレワーク集中実施期間」の延長、飲食店の感染症対策に必要な消耗品の共同購入の支援、新需要獲得に向けたイノベーション創出支援事業支援プロジェクトの決定、そして「TOKYO テレワークアワード」大賞企業の決定について公表をしております。

また、下から 2 行目になりますが、サテライトオフィスとして客室を提供できる多摩地

域の宿泊施設の募集を開始いたしました。

次、建設局・港湾局につきましては、スライドに記載の取組を実施しているところです。

次、教育庁のところでは、緊急事態宣言の再延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底についてということで、区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知するというので3月5日に発しているところです。

次、続きまして各局からの報告をいただきます。まず、検査・医療提供体制につきまして福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

まず、PCR検査等の拡充についてご説明申し上げます。これまで都は検査能力の増強に努めて参りました。

また、福祉施設や区市町村が独自に実施する検査を支援してきたところでございます。

今後、感染拡大の端緒を確実に捉えるため、区市町村と連携して、戦略的に検査を実施して参ります。

次、お願いします。次に高齢者施設等での検査についてでございます。都は2月から、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、有料老人ホームなどを対象として、検査を実施して参りましたが、今後は通所サービスなどにも対象を拡大して参ります。

次、お願いします。次に、医療機関等での定期的な検査についてです。保健所と連携して、葛飾区内の医療機関の職員を対象に定期的な検査を実施します。今後、感染状況を踏まえまして、他の地域でもこれを展開して参ります。

また、現在、江戸川区が区内の特定のエリアで飲食店約800店を対象として検査を実施しており、都も支援しているところでございます。

今後、こうした先行事例を他の区市町村に紹介し、都内各地に展開して参ります。

次、お願いします。次に変異株PCR検査についてでございます。変異株を早期に探知するため、民間検査機関の活用や保健所から健康安全研究センターへの持ち込み検体を増やすことにより、検査数を増加させます。

これにより、変異株の検査の実施割合を、現在の新規陽性者の約10%から、まずは、4月上旬に約25%と引き上げ、さらに40%を目指し、早期に拡大して参ります。

次、お願いします。次に医療提供体制についてでございます。病床についてはこれまでも感染状況を踏まえ順次拡充し、現在、5,048床を確保しているところでございますが、今回、感染拡大時に都が要請した場合に、新型コロナウイルス感染症患者のために転用できる病床の数を医療機関に改めて確認したところ、本日時点で最大確保病床は5,474床となりました。

また、宿泊療養施設については、現在約6,000室を確保しているところでございますが、引き続きこの規模を確保して参ります。

こうした体制により、第3波を上回る事態に備えて参ります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。次、続きまして、段階的緩和期間における都の対応(案)及びコロナ対策リーダーにつきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

総務局からは段階的緩和期間における都の対応(案)及びコロナ対策リーダーの 2 点についてご説明いたします。

先程、政府対策本部が開催されまして、1 都 3 県を対象とした緊急事態宣言が 3 月 21 日で解除されることが決定いたしました。

宣言は解除されますが、感染の再拡大を防ぐため、都としては、感染防止の取組は段階的に緩和をいたします。

対応(案)でございますが、対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は、当面、3 月 22 日 0 時から 3 月 31 日 24 時までといたします。

実施内容は、感染症の再拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、都民向け、事業者向けに要請を行います。

都民向けには、特措法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出自粛を要請いたします。

事業者向けには、特措法第 24 条第 9 項に基づき、営業時間の短縮、業種別ガイドラインの遵守、イベントの開催制限を要請いたします。

また、宣言解除を受け、これまで実施してきた法第 45 条第 2 項に基づく営業時間短縮の要請の期間、同条第 3 項に基づく営業時間短縮の命令の期間は終了いたします。

なお、4 月 1 日以降の対応につきましては、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定をいたします。

次に、施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的内容について、現在の措置等からの主な変更点をご説明いたします。

まず、営業時間短縮の要請や協力依頼については、営業時間を朝 5 時から 21 時まで、酒類の提供を 11 時から 20 時までといたします。

都では、時短営業にご協力いただけるよう、引き続き職員による店舗の見回り等を実施して参ります。

イベント関係の施設における収容人数や、イベントの開催制限についてでございますが、収容率、人数上限は記載の通りといたしまして、いずれか小さい方の規模となるよう協力依頼や要請を実施いたします。

なお、本日、書面開催をいたしました感染症対策審議会におきまして、段階的緩和期間における対応(案)について、「妥当」とのご意見を頂戴しているところでございます。

次に、コロナ対策リーダーについてご説明いたします。感染のリバウンドをさせないためには、お店の感染防止対策だけでなく、店舗を利用される方に「来店時の手指消毒」「食事中以外のマスク着用」など、感染防止マナーを守っていただくことが欠かせません。

そこで、店舗に「コロナ対策リーダー」を置きまして、店内の感染防止策を徹底し、利用客に感染防止マナーを促す事業を開始いたします。

具体的には、店舗ごとに対策リーダーを選任し、感染防止マナーを利用客に呼びかける旨の宣誓を行っていただきます。来週の22日(月)正午から特設サイトで登録が可能となります。

登録後、東京iCDC監修の研修動画を視聴し、確認テストを受けていただいた上で、終了後にはシールを発行いたします。このシールは「感染防止徹底宣言ステッカー」に貼付することができます。

なお、パソコンに不慣れな方などは、スライドにお示ししてございます相談センターにご連絡いただくこととしてございます。

店舗と利用客双方による協力で、より安心なお店づくりを進めていくものでございます。説明は以上です。ありがとうございました。

【危機管理監】

ありがとうございました。次、続きまして、協力金の支給、中小企業の取組に対する助成につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

当局からは2点ご報告させていただきます。

1点目は協力金の支給についてです。3月8日から31日までの間、時短要請に全面的にご協力いただいた飲食店等の皆様には、協力金を支給いたします。

協力金の申請受付開始は、4月下旬を予定しております。申請にあたりましては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要となります。詳細は、改めてお知らせをいたします。

次、お願いします。2点目は、中小企業の取組に対する支援についてです。ガイドラインに基づく感染防止対策の取組への助成について、飲食店を含む団体がCO₂濃度測定器やアクリル板などの消耗品を共同購入する場合、助成率を3分の2から5分の4に引き上げることといたします。

また、テラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置の延長を受けまして、テラス営業を行う飲食事業者への助成金の追加募集を開始いたします。

引き続き、飲食店等における感染防止対策の更なる徹底に向けて、事業者の皆様の取組をサポートして参ります。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。次、続きまして、都立施設の対応につきまして、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

都立施設の対応について申し上げます。

上野動物園などの都立施設は、引き続き休館等の対応を継続いたします。

また、都立公園での通行規制や特定エリアの立入制限、及び酒類を伴う宴会や飲食等の禁止につきましては、今後も花見の期間中継続いたします。

なお、運動施設につきましては、都民の皆様様の健康維持の観点から、万全の感染対策を行った上で、緊急事態宣言が解除となる3月22日以降、順次再開をいたします。

再開する施設につきましては、感染防止対策の徹底と運動前後の会食を徹底して控えていただくよう、スライドに掲げますような施設利用者向けのポスターを掲示して、呼びかけることといたしました。

以上の点につきまして、別途、詳細を通知しますので、適切にご対応いただくよう、よろしくをお願いいたします。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上の報告のほかに、この場でご発言、ご報告等ある方いらっしゃいますか。

よろしければ本部長からご発言をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【都知事】

皆様ご苦労さまでございます。

先程、政府の対策本部が開催されまして、3月21日緊急事態宣言の解除が決定をされました。

都民・事業者の皆様様のこれまでのご協力、そして、医療従事者の皆様方の昼夜を分かたぬご尽力に対しまして改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

とはいえ、東京都の現状ですが、依然として厳しく、また、宣言は解除されるものの、感染防止の取組を段階的に緩和するという流れでございます。この段階的緩和期間を、リバウンドを防ぐ、そのための取組期間としなければなりません。

リバウンド対策であります、「検査・医療提供体制の強化」が極めて重要であります。

先程、福祉保健局長から報告がありまして、PCRの検査等につきましては、感染拡大の予兆を確実に捉えるために、区市町村と連携をして、戦略的に検査を実施していく。

また、変異株を早期に探知する。そのために、民間検査機関を活用した検査、そして健康

安全研究センターでの検査数を増加していきます。

医療提供体制でありますけれども、今後、第3波を上回る事態が生じた場合、これに備えまして、本日時点の最大確保病床は、5,474床となっております。宿泊療養施設については現在の規模を引き続き確保して参ります。

段階的緩和期間における都の対応についてであります。先程、総務局長からの説明があったとおり決定いたしております。

そこで都民の皆様には、引き続き不要不急の外出の自粛をお願いする。事業者の皆様には、営業時間の短縮とイベントの開催時間(正しくは開催制限)などをお願いする。

そして、4月1日以降の対応については、感染状況や医療提供体制等を踏まえて、別途決定するものといたします。

飲食店等の皆様に対しましては、「コロナ対策リーダー」、これを設置していただいて、お店とお客双方の協力でもって安心なお店づくりをお願いいたします。

産業労働局長から報告ありましたとおり、3月8日から31日までの間、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた飲食店等に対しまして店舗ごとに協力金を支給いたします。

申請に当たりましては、「コロナ対策リーダー」の選任・登録が必要でありまして、感染拡大防止を徹底するために、ぜひ登録をお願いいたします。

また、飲食店の感染症対策への支援を一層強化するために、ガイドラインに基づく取組への助成を拡充いたします。

さらに、テラス営業などのための道路占用許可基準、この緩和措置延長をいたしておりますが、テラス営業を行う飲食事業者への助成金の追加募集を開始いたします。

政策企画局長からの報告のように、上野動物園など、現在休館中の都立施設については、休館を継続し、また都立公園の利用制限などもお花見期間中は継続していただきます。

なお、運動施設ですが、都民の皆さんの健康維持の観点から、22日以降、順次再開いたします。

そして、先程、1都3県の知事で、テレビ会議を行いました。そして共通の取組について合意をしたところであります。引き続き各県と緊密に連携して、リバウンド対策に取り組んで参ります。

この後、臨時記者会見を開きます。そして都民・事業者の皆様に対して、今回のこの緊急事態宣言の解除に伴う段階的緩和期間への移行に当たっての呼びかけを行って参ります。

それぞれ各局におかれましては、何としましてでもリバウンドを回避していく。その強い危機感を持って対策に取り組んでください。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。

す。